令和５年度　東京都税制調査会
第１回小委員会

令和５年６月15日（木）16:30～18:27
都庁第二本庁舎31階　特別会議室21

【税制調査課長】　本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから令和５年度第１回小委員会を開催させていただきます。

本日の小委員会は、既にお送りしております資料を参照いただきながらご検討いただければと思います。

また、石井委員、鴨田委員、小林委員、関口委員、高端委員、沼尾委員につきましては、所用のため本日欠席されております。

年度最初ということもございますので、池上会長、それから諸富小委員長より一言ずつご挨拶をお願いできればと思います。

それでは、池上会長、よろしくお願いいたします。

【池上会長】　池上でございます。よろしくお願いいたします。

東京都税制調査会は、去る５月18日に本年度第１回の総会を開催いたしました。その際にも申し上げたのですが、今年度は、今期２年目に当たります。今年度の検討事項については、後ほどご紹介がありますけれども、こども・子育て政策、あるいは女性の活躍をはじめとするいわゆる家族と税制の在り方というテーマ、それから、固定資産税の在り方、個人住民税の改革、環境関連税制、そしてＤＸなど、これまでの議論をさらに深めつつ、かつ、新たな課題にも取り組んで、社会が直面する様々な変化に対応する税制について議論をしていきます。

委員の皆様は、大変お忙しい方ばかりなのですが、ぜひ議論にご協力をお願いいたします。

簡単ですが、以上をもちまして私からの挨拶とさせていただきます。

【税制調査課長】　ありがとうございました。

続きまして諸富小委員長からよろしくお願いいたします。

【諸富小委員長】　諸富でございます。本年度も池上会長の下で小委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

テーマについては、池上会長から今、ご紹介があったとおりでございますが、こういった重要課題について都税調としては地方全体の立場、あるいは東京都としての立場から税制上の諸課題について議論を進めていきたいと思います。

エキスパートの皆様、委員の皆様方、それから事務局の皆様のご協力を得ながら、よい議論ができればと思っております。どうぞよろしくお願いします。

【税制調査課長】　ありがとうございました。

それでは、今後の進行につきましては諸富小委員長にお願いいたします。

【諸富小委員長】　では、議題に入らせていただきます。

初めに、今年度の小委員会の議題について、事務局から説明をお願いいたします。

【税制調査課長】　それでは、今年度の小委員会の議題についてご説明いたします。

まず初めに、資料１、令和５年度検討事項等について（第１回総会決定）をご覧ください。こちらは先月の第１回総会において決定いただいたものでございます。検討事項は、戦後最低となった出生数やＧＸ・ＤＸの進展など、社会経済は大きく変化している。こうした状況の中、総体としての地方税財源の拡充と

安定的な地方税体系の在り方を検討するとともに、少子化、女性活躍、暮らし方や働き方の多様化、気候危機、デジタル化など、直面する様々な諸課題について税制の側面から検討を行うとしております。

これらの検討事項につきましてご議論いただき、本年10月を目途に報告を取りまとめていただければと存じます。

次に資料２、令和５年度東京都税制調査会、小委員会の議題（案）のほうをご覧ください。こちらは第１回総会で決定いただいた今年度の検討事項を踏まえまして、各会の議題と今後の予定を記載したものでございます。

今年度の小委員会は本日を第１回としまして、10月開催予定の報告案の検討のための総会までの間に５回の開催を考えております。本日、第１回の小委員会では、子供を産み育てやすい社会に資する税制の在り方と、それから、女性が活躍しやすい社会に資する税制等の在り方についてご議論をお願いいたします。

第２回では、委員プレゼンとして資産課税関係につきまして、阿部委員よりプレゼンを予定しております。議題としましては、固定資産税の在り方ほか、環境関連税制、ＤＸを中心にご議論をお願いいたします。

第３回では、金融所得課税、家族の多様化と税制の在り方、その他、税制上の課題についてご議論いただきたいと考えております。なお、第３回の小委員会では、昨年度実施しました個人住民税の現年課税化に係る分科会報告、それから外部委託にて実施しました記載の二つの委託調査につきまして、報告を予定しております。

続いて第４回、第５回では報告（素案）、報告（案）についてご議論いただいた上で、小委員会として最終の報告案を取りまとめていただきたいと考えております。

なお、こちらにお示ししました小委員会のテーマにつきましては、今後追加や変更を行う場合がございますことをあらかじめご了承いただきたいと存じます。

また、小委員会の議事につきましては、運営要領第３の１の規定によりまして、原則公開とさせていただいております。ただし、報告案の議論を行う第４回、第５回は、報告公表後に議事録等を公開いたしますが、議事については非公開とさせていただいております。

次に資料３、令和５年度第１回小委員会のテーマ及び論点をご覧ください。

本日はテーマⅠとテーマⅡに分けてご議論いただきたくお願いいたします。

まずテーマⅠの子供関係になりますが、論点としましては、望む人誰もが子供を産み育てやすい社会を構築するために、ふさわしい税・社会保障の在り方はどうあるべきかということで、検討に当たっては記載の検討項目を中心にご議論いただきたくお願いいたします。

続いてテーマⅡの女性活躍になりますが、論点としまして女性が活躍しやすい社会の実現に向け、生き方の選択に対して中立的な税制はどうあるべきかということで、こちらも記載の検討項目を中心にご議論いただければと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。

では、今年度の小委員会の議題について、もしご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。ご意見のある委員はご発声をお願いします。オンラインでご出席の方は、画面に向かって手を挙げていただければと思います。よろしくお願いいたします。

もしなければ、案のとおりに進めさせていただくことにいたしますが、よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【諸富小委員長】　ありがとうございます。

それでは、次に、本日ご検討いただく議題に入ります。内容は、子供を産み育てやすい社会に資する税制等の在り方についてです。論点及び資料の説明について、テーマごとに事務局から説明をお願いいたします。

【税制調査担当課長】　それでは、改めて資料３をご覧ください。テーマⅠ、子供を産み育てやすい社会に資する税制等の在り方の論点等について改めてご説明をいたします。

論点としましては、望む人誰もが子供を産み育てやすい社会を構築するために、ふさわしい税・社会保障の在り方はどうあるべきかでございます。主な検討項目としましては大きく二つございまして、一点目は、税・社会保障を活用した少子化対策として、所得控除から税額控除、給付付き税額控除へ、給付（児童手当等）か税制措置か、課税単位（N分N乗等）の在り方、家事育児サービス費用に関する所得控除・税額控除について、相続税・贈与税における次世代への財産移転について、社会保障における対策となっております。

二つ目は、財源の確保に関する検討として、社会保険料等の見直し、税制の見直し（負担・諸控除等）、社会保障等の歳出の見直しとなっております。

続いて、実際の資料になりますが、資料４になります。

テーマⅠ関係につきましては、１ページから37ページまでとなっておりますが、事前にご案内したものから一部資料の追加等がございますので、その点をご説明申し上げます。

まず３ページ、全国と東京の合計特殊出生率の推移ですが、数字の補足でございます。６月２日に厚生労働省が2022年の数字を公表いたしました。口頭で申し上げますが、全国の合計特殊出生率は1.26、東京都は1.04となっております。

続いて４ページ、論点と検討項目の資料でございますが、元々もう少し後ろにあったものでございますが、このページに移動しております。

また、次の５ページ、少子化の現状と要因ですが、これももう少し後ろのページにあったものでございますが、このページに移動させるとともに、要因の部分を赤く囲っております。

先ほどご説明いたしました今回の検討事項とあわせ、この辺りの要因とその解消に関するご議論もいただければと存じます。

最後37ページでございますが、過日公表・決定された「こども未来戦略方針」から、安定的な財源の確保に関する事項をまとめた資料を追加しております。

財源の基本骨格として、徹底した歳出改革等による財源を確保、企業を含め社会経済の参加者全員が連携し、公平な立場で広く負担していく新たな枠組み、いわゆる支援金制度の構築、こども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わないことなどを記載しております。

説明は以上となります。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。

それでは、ただいま説明がありました論点及び資料についてご議論いただきたいと思います。

なお、本日ご欠席の沼尾委員より事前にご意見を賜っていますので、事務局、まず、そのご紹介をお願いいたします。

【税制調査担当課長】　沼尾委員からご提出いただきました書面につきまして、子供・子育てと女性活躍の両方をまたいでおりますので、全文を通して一括して、そのまま読み上げさせていただきます。

所用により第１回小委員会を欠席させていただきますので、書面にていくつか意見を申し上げます。

今回、二つの論点が挙げられている。

第一に、子供を産み育てやすい社会に資する税制の在り方、第二に、女性が活躍しやすい社会に資する

税制等の在り方で、具体的なトピックとして、「社会保険及び税における『年収の壁』と就業調整」、「配偶者控除の在り方」の二つが示されている。

女性の就労を考える上で、税制中立的な制度構築を考えるという視点は重要であり、配偶者控除の見直しという視点は考えられてよい。資料にあるようにＮ分Ｎ乗方式の導入などを考える方法もあるだろう。また、低所得世帯の子育て支援について、税と社会保障を一体的にデザインできる給付付き税額控除制度の導入なども考えられてよいだろう。

他方で、多様な働き方を支える制度を考える場合、事業者の姿勢が重要である。日本はジェンダーギャップ指数が先進諸国の中で低水準にある。女性が働きやすい職場環境やワークライフバランスを考え、子育てしながら働きやすい職場環境の構築を考えるとすれば、事業者の対応が求められる。それを税制の側から検討するとすれば、事業者に対する課税の側から、この課題について考えてみる視点もあってよい。

今回、子ども子育てについての事業主拠出金の話は出ているが、例えば、ワークライフバランスや子育て支援といった視点から、事業者に対するインセンティブ税制について議論することも必要ではないか。（子育てサポート企業への優遇税制の拡充など。）

一方、産業政策としての女性活躍も考えられる。例えば、アメリカではフェムテック企業が急成長を遂げており、女性の健康を考える成長産業の誘致により、女性の活躍を下支えする産業振興を通じて経済成長を図るということも考えられる。こうした、女性活躍を支援する事業者の取組に対する租税特別措置のようなことも考えられてよいかもしれない。

このほか、少子化対策の財源確保としての税制という観点もあり得るが、三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社（2020）「地方自治体における少子化対策の取組状況に関する調査報告書（令和元年度内閣府委託調査）」によれば、自治体の少子化対策に対し「効果があった」という回答率は極めて低い。無論、少子化対策の効果はすぐに表れるものではないが、やはり、子ども・子育て支援策として実施する施策や事業が、子育てしやすい社会の形成に結びついているかという視点に立って、負担の在り方とともに検討することも必要だろう。

以上でございます。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。

では、ここからはテーマⅠについてフリーに意見交換をしていきたいと思いますが、ご発言のある方は挙手、こちらにいらっしゃる方は挙手していただき、またオンラインの方は手挙げ機能を使っていただければと思います。

工藤委員、もう手を挙げられましたか。どうぞ。

【工藤委員】　ありがとうございます。今日、本来そちらで参加するところ、直前に別の会議が入ってしまいまして、オンラインで失礼いたします。

今、沼尾先生のいろいろご発言もあったのですが、今日申し上げようと思っていたところと少し共通するところがございましたので、２点申し上げさせていただきます。

テーマⅠとテーマⅡを通じて、結構、海外でも同様の調査がされているのをこの間に議論で聞きました。やはり税制そのもの、特に地方税として何か大きな変化をもたらすことができるかというと、非常に難しい領域ではありますが、逆に、優良な企業や企業の努力を下支えするような、あるいは、それを誘導したり、インセンティブになるような、そういった税制上の工夫というのは可能なのではないかという結論に至っております。

これは、イタリアの調査なのですが、企業の中でどのような施策が家族とのワークライフバランス、特にお子さん、子供を産み育てやすいかということですと、例えばフレキシブルな勤務体系であるとか、あ

るいは、子供が病気になった際や、何らかの必要がある際に自由に休めるような体制であること、あるいは、子供を含めた家族の健康診断とかというのが非常に上位にあって、意外とそれ以外の例えば金銭的なものであるとかというのは、大きな優先順位になっていないということが分かっています。

そういった意味では、やはり企業努力でいろいろとやられている会社に対して支援をすること、また、もう一つ、これはイタリアと日本の共通点でもあるのですが、中小企業が非常に多い中、ともすると企業が努力しようと思っていてもなかなかできないところを下支えするような税制上の優遇やインセンティブというのは可能ではないかと考えておりますので、先ほど、沼尾先生のご指摘もあったとおり、確かに産業政策的な部分、あるいは労働政策的な部分もあると思いますが、それらが割と有効なのではないかというふうに考えておりますので、私も賛成するところでございます。

私からは以上になります。ありがとうございます。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

【佐藤委員】　委員長、いいですか。

【諸富小委員長】　では、佐藤委員。

【佐藤委員】　ありがとうございます。まず、財源確保のところからですが、社会保障の見直しは、本来はかなり大きな話になると思います。今の社会保険料の見直しはかなり大きな話でありまして、今の社会保険料自体が全く公平な仕組みでもないし、働き方の多様化にも対応できている仕組みではないです。例えば、社会保険料が課されているのは勤労所得だけであります。あるいは、公的年金とか、介護保険料であれば。

本来、例えば金融所得にはかけていない、当たり前だと思っているが本当にそれでいいのかという議論は出てきますし、私も今、一橋に勤めていますが、いろいろ仕事をしているのでいろいろなところから収入があるのです。だが、私の保険料は一橋からだけしか払っていないのです。それで私は困らないですが、しかし、それはいいのかというのは、これは、フリーランスの方とか副業とか兼業が出てきた際にこのような問題が出てくるのです。

つまり、一つの会社で500万円を稼いでいる人と、二つの会社で300万円と200万円を稼いでいる人がいた際に、片方は500万円に社会保険料、片方は実は200万円が副業だとすれば、300万だけの保険料ということになってしまうので、これはこれでいいのかという議論も出てくるはずなのです。

したがって、これを平たく言ってしまうと、今の社会保険料というのをある程度、租税化、所得税に準じる仕組みにしていく必要があるのだと思うのです。つまり、所得税であれば、それはあなたが、私もそうですが、確定申告すれば、所得の合計に課税されるわけですので何か所で働いているかというのは関係ないわけです。所得が合算できればそれでいい。それから、分離課税ではありますが、金融所得に対しても課税がなされているということになる。それはもちろん公的年金とか、そういったものにも課税ができる、雑所得もそうです。

したがって、ある意味、課税対象を広げるということと、今言った働き方の多様化に対応するという観点からは、ある程度保険料の租税化的な動きというのはやはり求められるのだろうと思うのです。

これを見れば分かりますが、それをやらないと例えば若い人がやはり負担、勤労世帯が多く負担して、それ以外が、高齢者も含めて無職も含めて、高齢者サイドの負担率が低くなってしまうということもあるので、この辺りはやはり抜本的な改革をやらないと、保険料の上乗せで支援金といいますが、上乗せされる保険料自体が不公平な際に、これをどうするのかと、不公平を助長しませんかという議論は出てきてしまうと思うのですが、これはかなり考え方として大きな転換になるのかと、真面目にやろうと思えば。こ

れは、フランス一般社会税とか、あのような世界だと思うのですが、真面目にやろうと思えば、かなり大きな議論になるのかという気はしますというのが一つ目です。

それから、あとは税に関しては、給付付き税額控除とか所得控除から税額控除へとか、これは一般論として、別に再分配機能の強化という観点から、それはやっていいかとは思うのですが、別に子育てと関係あるかどうかは、私は何とも言えないと思っているのですが。

例えば先ほどの130万円の壁の問題なども、例えばこういう給付付き税額控除を埋めたらどうかという議論はできるし、130万円のところで大きく生じる保険料のところを給付でカバーするというやり方です。そういったことはあってもいいのかもしれませんし、したがって、そこはむしろこれまで給付付き税額控除というと、日本では消費税もどきで議論がありましたが、ある意味、130万円、あるいは106万円の壁対応という形での導入というのも議論があっていいのかもしれないということは一案かとは思います。もちろん、本来、対象はもっと広くてよく、低所得の勤労者を対象にすればいいのですが、使い方の一つだとご理解ください。

それから最後に、N分N乗なのですが、「言うは易く行うは難し」といいますか、私がよくもないと思っているのは、日本は源泉徴収と年末調整で完結している国なので、N分N乗を真面目にやると言ったら奥さんの所得も全て合算することになって、それを割るわけです。誰がやるのということなのです。

今でも恐らく、配偶者控除とか特別控除等をやる際に、結構、手続が面倒くさいはずなのです、奥さんの収入を知らないといけないから。全く働いていないのは簡単なのですが、そうではない場合は結構面倒くさいです。

したがって、アメリカは個人か夫婦合算が選択できる。フランスはどうやっているか分かりませんが、あの国は基本的に間接税中心の国なので、所得税はあまり当てにしないと思うのですが、確定申告であれば、それはやり方としてはあり得るところです。だが、全員が確定申告していないこのご時世の中において、N分N乗方式をやれというのは結構難しい、執行上、難しいですということが、一つです。

それから、これもよく言われますが、日本のサラリーマンのほとんどが限界税率が5か10なのです。ほとんど10に行かないです。限界税率が同じところで幾ら所得を割っても、足しても、課税額の合計は変わらないのです。したがって、N分N乗方式で結局誰を助けるかと言えば、今回の児童手当の所得制限撤廃もそうなのですが、結局は高齢者、高所得者を優遇していませんかということは否めないかという気はします。果たしてそれでいいのですかという議論はあるのではないですか。したがって、やってみれば、結局、それが一つです、最後に言いたかったこと。

あと、すみません、もう一つだけ。育児サービスに関する所得控除・税額控除ですが、ベビーシッター等を考えられているのかもしれませんが、これは執行上、医療費控除みたいなイメージかと言えば、そうなのだろうという気はするのですが、しかし、私はあえて反対はしませんが、もしそれをやるなら、逆に、こういうベビーシッターさん、今、クオリティとかいろいろと問題もあるわけです。社会問題起こして虐待とかがあるではないですか。したがって、ある意味、こういうベビーシッターとか家事代行サービスとか、こういったものの産業を育てるという観点も併せて行う、あるいは、どうやって質を担保するかということも含めて、そちらと、単に税制だけではなく、そういう経済政策等を目配りしながらやっていく必要はあるのかと思います。

取りあえず、私からは以上です。

【諸富小委員長】　はい、ありがとうございました。

ほかにはございませんでしょうか。では、松原委員、どうぞ。

【松原委員】　こんにちは。聞こえていますでしょうか。松原でございます。

【諸富小委員長】　大丈夫です。
【松原委員】　こんにちは。今日もビデオ参加で失礼させていただきます。
沼尾先生以下、お二方の先生方のご意見に少しフォローアップする形で、私もＮ分Ｎ乗の話を伺った際に、課税単位の議論としては非常に興味深いというか、学生にもよく教えているのですが、その前に、個人単位課税の次の段階として、先ほどお話が出た夫婦単位というのですか、夫婦合算課税の話を課税単位の中で議論は入れているのです。その議論は、今年は都税調ではされないのかというのが少し単純な疑問としてありまして、先ほどフランスの話とかイタリアの話が出ていたので、諸富先生もご存じだと思うのですが、ドイツは夫婦合算課税が選択制なのですが、私の知る限り、ほぼ全てのカップルが夫婦合算課税を選択されているのです。したがって、まず、その議論から入っていったほうが、落としやすいのではないかというのが一つ、日本の将来的に。
それから、日本で従来言われていたクロヨン課税というのが、マイナンバーが入ってきてどれぐらい捕捉率が変わってきたかということも、個人的には興味があります。もしそういうのが事務局のほうでお分かりになるようでしたら、教えていただきたいというのがあるのと、それから、また、これは税制とは関係ないのかもしれないのですが、子育てしやすいというのか、子育てしながら働きやすい環境を目指してということであれば、先ほどベビーシッターの話が出てきたので、欧州の場合ですが、オペアという制度があり、香港などだとアジアでやっている人はいるのではないかと思いますが、住み込みでお手伝いさんというのですか、家事をしてくださる方がいらして、それで共働き、両輪を回しているというのをよく見かけることがあります。
日本の場合は、住居の問題もあり、それから、移民政策の問題もあり、なかなかメジャーにはならないので、それこそ、昔々、お手伝いさんが田舎から来て働いていたとかという、戦前のモデルとかは別かもしれないですけれども、そういう実際に家事労働を代行してくれる人がいないと、なかなか子育てをしている女性がトップスピードで働き続けるのは難しいのではないかという印象を個人的には持っております。
以上です。
【諸富小委員長】　ありがとうございました。
では、金井委員、阿部委員の順番でお願いいたします。
金井委員、どうぞ。
【金井委員】　金井です。聞こえますか。
【諸富小委員長】　はい。
【金井委員】　論点は既に網羅されていて、また、皆さんの意見にあまり付け加えることもないような気もするのですが、お伺いします。一つは所得控除、扶養控除など、所得控除ではほとんど効果がなくて、税額控除に移すことがもし進めばいいなというのは１点目の感想です。
それから、２点目のＮ分Ｎ乗の議論は、夫婦合算課税が先にあるというのは本当にそのとおりだと思うのですけれども、日本の、要するに高いほうの所得のある人に子供をひもづけるという仕組みを前提にすると、夫婦合算課税ではなくても、例えば子供二人だったら３分の１にするとか、３で割ることもできるわけです。というような扶養控除と別の考え方になりますけれども、夫婦合算が面倒くさいという場合には、扶養人数を加えて割るというような意味でのＮ分Ｎ乗というのをここでは議論できそうか、ということです。課税単位として夫婦単位を飛ばすことです。むしろ親といいますか保護者、扶養者と被扶養者のほうに先に手をつけることが、現在の税制から楽という判断があるのかなというのを少し印象として持ちました。
それから三つ目は、家事育児サービスに関しては、市場化された価格のついたサービスの所得控除、医

療費控除的な意味での佐藤先生のおっしゃる話に加えて、もう一つは、実際のアンペイドワークについて、どういうふうに評価するかというのがワークライフバランス上は非常に求められているのではないか。ただ、アンペイドワークには市場価値がついていないので、税制的に評価するというのは非常に難しいとは思いますが、一番深刻なのは、このワークライフバランスといいますか、アンペイドワークを誰が負担していて、その負担については制度は何も知らんぷりをしているというのが現状なのです。このため、これが言わばアンペイドワークを押しつけられている人に負担が行くか、あるいは、仕事を辞めざるを得ないかとか、様々な問題を引き起こしているのです。アンペイドワークを実際に把握することは非常に難しいかもしれませんが、もう少し、理念として少しご検討いただければという気がしています。

それから、一番大きなのは、夫婦合算にせよ、扶養にせよ、あるいは、何でもそうなのですが、結局、扶養の範囲を法律婚に非常に限定しているというのが税制の大きな特徴なので、この問題を突破しないと難しいかなと。日本の一つの少子化の最大の理由の一つは、結婚しないと子供が生めない傾向が強いという特殊な状況があるわけですが、そのような意味で、事実婚に極めて敵対的な仕組みを取っているわけです。そのようなことをやっているから少子化が止まらないのです。法律婚にこだわっている人は、恐らく、少子化して、法律婚とともに日本人が少なくなるということを期待しているのだと思いますが、一応、多くの人は、そうではないとするならば、事実婚など実質的な家族を税制できちんとフォローする仕組みを検討しないといけないのではないかというような印象を持っています。

取りあえず、以上です。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。

では、阿部委員、どうぞ、お願いします。

【阿部委員】　中央大学の阿部です。特に、給付付き税額控除については、公平性の観点から、優れた制度ではないかと思っております。過去にも、平成29年度税制調査会第1回小委員会において議論がなされていることを東京都税制調査会のホームページ上の資料で確認しました。この制度は、所得税額がある方は、その税額から一定税額が控除できる仕組みであり、所得が課税最低限以下であり所得税額がゼロの方や控除額が所得税額を上回る方については、給付があるため、どちらの立場にある方にも公平に機能する仕組みではないかと思います。

ただし、課題としてマイナンバー制度の拡充、普及というのが非常に重要な論点になるのではないかと思います。恐らく平成29年度当時も、そういったところが課題として指摘されていたのではないかと思うのですけれども、これも徐々に普及、拡充が進んでいるところでございますので、その点も見据えて、今後、検討を行う必要があるのではないかと思います。例えば、地方税は、所得税よりも課税最低限が低いという点、また、所得税法120条、121条の規定にもあるのですけれども、所得税は、確定申告不要の方がいらっしゃること、例えば公的年金等400万円以下については、申告不要という制度もございますので、そういう意味ではなかなか所得が掴みきれない、把握できないところもあります。こうしたことから、もし、税務執行上、負担が大きくないということであれば、国に先駆けて、地方自治体において給付付き税額控除を実施するというのは大きな意義があるのではないかと考えたところでございます。

以前の議論で、どういう課題があって進んでいなかったのかに関して、平成29年度当時などで、その論点整理がもしできておられるようであれば、ご教示いただければと存じます。

また、N分N乗方式についてはいろいろな事例で検討してみたのですけれども、例えば子供二人の夫婦の場合、N分N乗にしてしまうと、高額所得者は累進税率が下がりますので、低所得者よりも富裕層に非常にメリットがあるのではないかというふうに思います。そうすると、別の制度ではございますが公平性の観点から、やはり給付付き税額控除が優れているように思います。以上です。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。阿部委員から事務局への確認の依頼もありましたので、後ほどお願いいたします。平成29年度でしたか。
【阿部委員】　平成29年度だと思います。
【諸富小委員長】　検討して地方のほうが先行できるのではないかという阿部委員のご指摘で、しかし、一方で何らかの29年に検討した困難があるということがあったのではないかと。
【阿部委員】　恐らく、社会保障、税番号、マイナンバーの関係ではないかというふうに思います。
【諸富小委員長】　後で事務局より少し回答をお願いできればと思います。
続きまして、宮本委員、よろしくお願いいたします。
【宮本委員】　ありがとうございます。
都税調として、子供を産み育てやすい東京都のための税制を構想する、大変大事なことだと思います。その際に、やはり子育て支援、これは後で論点になる女性が活躍できる条件づくりとも関わると思いますけれども、それから、子供支援、そして少子化対策、この三つは当然、相互に密接に関連しているわけなのですが、それぞれに効果を持たせるためにも、取りあえず、区別して連携を考えるということが大事になってくるのかと思います。
先ほど「こども未来戦略会議」の議論のご紹介がありましたけれども、あの中身は、基本的に歓迎するのですが、しかし、やはりその辺りで問題もあり、これは東京都にとって非常に重要なことだと思いますが、やはり一番お金がなくて一番数が多い40代までの単身単独世帯、ここがやはり大きな山で、これが、結婚、子育て、出産に踏み切ることが非常に重要であるわけなのですが、先ほど金井委員からもお話がありましたが、ここの支援というのが、「こども未来戦略会議」の場で一番抽象的でリスキリングで所得が上がるみたいなことが書いてあるのですが、本当かなと気がするのです。
東京都で、まさに若い世代が東京都に押しかけていて一番出生率が低いという、そういう状況の中で、ここにいろいろな支援がされているわけなのですが、具体的に何ができるかということをさらに考える際に、やはり先ほど来、出ている給付付き控除、これはアメリカでＥＩＴＣが導入された際は、説明するフレーズとして労働ボーナスという言い方がされて、所得が低くてもそこに上積みがあるのだ、働いていることに対して、そこで、当初１割、今は４割ぐらいだと思いますが、上積みがあるのだという、そういう説明があって、そういうふうに考えていくと、やはり単身で低所得の一番大きな塊に対して効果があるのではないか。
それに対して、もう一つは、今、結婚の壁というのをどう考えるかです。これは、先ほど金井委員がおっしゃったのですけれども、かつては結婚してしまったほうが世帯のいろいろ、家具から何から一そろえで済んで安く上がったという時代があったわけですけれども、今はそうではないわけです。やはりそこにいろいろ結婚にふさわしい体制を整えなければいけないという、いろいろな社会的な期待だとか条件というのがあって、この辺り、少し丁寧に考えていく必要があるのかと思います。
それと同時に、政府の異次元政策での中心というのは、むしろこの子育て支援のほうにいっていて、今、子供が３人いる世帯の数は決して多くないし、そこの年収というのは765万円ぐらいなのです。かなり豊かな層で、ここで子供が３人目のボーナスを出そうとしているわけで、ゆえに、これは豊かな層の子育て支援であっても、少子化対策なのかという疑問符がついているわけです。
さらに言うならば、こうした現金給付をするために、先ほど来、議論になっていることですが、社会保障支出等の削減が行われると、医療・介護の労働条件というのがさらに厳しくなることが予想されて、これは第一の低所得の単身世帯の所得にそのまま跳ね返ってくるという逆説があるわけです。やはりこの辺りは考えなければいけないのかと思います。

それから、やはり現金給付が子供支援になるのかということです、三つ目のポイントとして。ここはもう非常に重要なところで、仮に子供の数がこれからそう多く増えなくても、少ない数の子供で少数精鋭で社会を支え切ってもらうためにも、保育、就学前教育の質というのが極めて重要になってくる。その際、東京都の場合、認証保育所などの制度について、これは、狭いのはやむを得ないと思いますけれども、人員配置とか、その経験値などでやはり質の高いサービスが提供されるということを打ち出すということは非常に重要なのかと思います。

加えて、それに関して、また、これまでの委員の議論に出ていた論点で二つ考えたのは、育児サービスの利用に当たっての税控除などですが、従来こういう形というのはスウェーデン型とアメリカ型を対比した場合、サービスはともかく公共のサービスで無償に近い形にしていくというスウェーデン型に対して、アメリカのように購入されなければいけない場合、そこに一定の税制上の特典をつけるという形があり、あまり望ましい形ではないと個人的には考えていたのですが、しかし、今、この就学前教育、幼児教育の無償化というのが独り歩きして、実は無償化が、予算をその無償化できる範囲にとどめなければいけないということで、サービスの質の低下にも結びついているのです。これを考えると、ある程度の個人負担をしてでもサービスの質を上げていくというのは、逆に重要ではないかと考えられると思います。そのことを含めて、サービス購入の税控除の扱いというのは検討されてもいいのではないかと思います。

最後、Ｎ分Ｎ乗ですが、これはやはりフランス発のアイデアであるわけですが、やはり制度の経路依存性を考えなければいけないのかと思います。というのも、やはりこれは先ほど比較的豊かな層に対しての見返りが大きいのではないかというお話がありましたが、やはりさらにそれ以前に夫婦合算ということになると、性的役割分業を固定化するというリスクもあるわけです。ただ、フランスの場合は、そこを補うような形で保育料無償、自由選択手当だとか、かなり多様な子育て支援の給付がなされているわけであって、仮にＮ分Ｎ乗を議論するならば、そことワンパッケージで議論していかないと、ちょっと部分的に摂取するという形だと、バイアスが強まってしまうのではないかと思います。

少し長くなりましたが以上です。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。

では、土居委員、野口委員の順番でお願いいたします。

【土居委員】　土居でございます。

御説明、どうもありがとうございました。既に各委員の方がおっしゃっておられるところ、論点がありますが、どこまで私が皆さんと意見が一致しているかどうか、必ずしも定かではないのですが、特に、今、子育て支援が非常に大事だと私自身も思っているのですが、やはり今の子育て世代、私はもう既に子育てが終わりつつある世代ですが、子育てを経験した人間からして、何でもありだという感じがあって、とにかく子育て世帯が要望するものは全て政府や自治体は受け入れて、それを実現しないと失格だという烙印を押されるような、そういう雰囲気になっているというところは政策論議をする上では非常に環境がよくないと。やはり効果があるものにしっかり財源を充てていくという発想は、何でもありという方針とは違うものだと私は思います。

そういう意味で言いますと、やはり高所得の子育て世代の人たちに対してどう対応するかということは、もう少し正面から議論をするべきだと思います。

つまり、今、児童手当の所得制限撤廃という話が象徴的なわけですが、児童手当程度ならまだあり得るかもしれませんが、これが今度は扶養控除とか税制のほうに及んでくるということになった際に、果たして税制としての制度の整合性だとか、極端に言えば、20代から50代前半ぐらいまでの子を持つ世帯からほとんど税金を取らないということにするかのような議論になってしまうと、やはりこれは税収確保という

観点からも随分問題がありますし、少子化対策という観点からしても、これから子供をもうけるカップルに対して高所得の人でも優遇するならまだ分かるのですが、もう既に子供を持っていて、経済的負担という観点から配慮したいという気持ちは分かるけれども、高所得の子を持つ親、子を持つ世帯までにも税制優遇を与えると、税負担軽減を図るということになると、少子化対策ということからすると、もう既に子を持っている親は、新たにもう一人、子を持つというところが、なかなかもうそういう年齢でもないとなると、そういう家庭に対して税制優遇を与えれば単なるフォローウィンドになってしまうということになりますから、それが果たして社会的に見た際に、そこで税収を失うということと、その対応関係で言えば、それぐらいのメリットがあると言えるのかどうかというところだと思います。

もちろん低所得の方で子を持っている世帯に対して税制優遇を与えるということは、低所得世帯に対しての経済支援になるので、それはそれで私は必要だと思いますが、子を持つ高所得の親に対して、そこまでやるということが、どこまで社会的な意義があるのかというのは、私は疑問なしとは言えないと。

そういう意味では、N分N乗の議論も、そこの部分については、どういう形で配慮できるのかということです。もちろん課税単位がそもそも違うということなので、日本にN分N乗を直輸入するということはできないということは間違いないと思いますから、先程来、議論がある話で言えば、夫婦単位という話が、仮にそちらの方向に向かうとすれば、最初の検討課題になるのは、いきなりN分N乗ではなくて夫婦単位課税という話がどこまでできるのかということでしょうし、その議論がもし出てきた場合には、当然ながら、高所得のカップルということになった際に、そこまで税制優遇をする必要があるのかという議論にもなってくるのだろうと思います。

それから、あえてカップルと申しましたが、事実婚についても確かに金井委員がおっしゃったように差別的になっているというところはあると思いますが、どうしてもそれが差別的と受け止められるようなことにならざるを得ないのは、偽装結婚をどう排除するのかということは、その税制の外でそれを防ぐ仕組みをつくっていただかないと、税制で飲み込めないところはあるのかというふうに思います。

それから、年収の壁に関しては、後半の議論かもしれませんが、やはり何らかの税制なり社会保障での対応は必要だと思います。私は、それを給付付き税額控除で補填するということにしてはどうかと思っています。

国の議論では、どうしても省庁縦割りになってしまうので、社会保険料で生じている年収の壁というのは社会保険料のところで、自賄で完結した形で手当てしろという議論になりがちなのですが、我々は、社会保険料であれ、所得税、住民税であれ、負担しているという意味では同じですので、必ずしも社会保険料で生じている問題を社会保険料の中だけで解決しなければいけないという理由はないわけなので、税制で給付付き税額控除なりをすることを通じて、年収の壁をなくしていくことはあっていいことではないかと思います。

あえてここで給付付きと頭につけているのは、所得税なり住民税が非課税になっても年収の壁に直面するという方がおられる場合を想定しているのですが、そういうことはあり得ると思います。

そういう観点から申しますと、どなたの委員かがおっしゃっていたと記憶していますが、所得捕捉は、今の仕組みにおいてはやはり地方自治体側にアドバンテージがあると。特に給与所得が500万円以下の方の情報というのは、国税庁には一覧表しか来ていない、情報が来ていないということですから、今ちょうど「令和５年度税制改正大綱」でもまとめられているところですが、国税は令和９年の確定申告以降に地方自治体に提出された給与支払報告書を入手するということで自動化されることにはなっているが、アドバンテージがあるのはやはり地方自治体で、しかも令和９年度からはｅＬＴＡＸで給与支払報告書を地方公共団体が受け取ることになっていますので、ますます所得捕捉が容易になりますし、もう一つ重要なの

は、これは税制調査会であって、社会保障調査会ではないということかもしれませんが、複数の事業所に勤めて給与を受け取っている方がおられた場合の名寄せは、今の場合は社会保障よりも税制で名寄せする、その機能を持ち合わせているし、それを発揮しようとしていると。

つまり徴税の観点からして、複数の事業所で受け取った給与であっても合算して課税するということですから、それは、しかもかなり強い罰則を税制で用意した上で、課税をするということになっていますから、なかなか虚偽や不正をしにくい、だが、社会保険料については本人は黙っていたりすると、そこで複数の事業所で本当は働いているのだが、給与の額に応じた社会保険料を払わないというか、払えないというか、そういうような形になっているというところも、しっかり社会保障のセーフティネットがきちんとそういう方々にもかかるような形で、税制で得た情報を社会保険料の徴収等にも活用するということは、特に地方自治体側からの働きかけというものからでも、実現できるのではないかと思います。

私からは以上です。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。

では、野口委員、よろしくお願いします。

【野口委員】　はい、一橋大学の野口でございます。

本日は御説明をどうもありがとうございました。

まず初めに、本日のテーマの後半のテーマにも関わりますが、子供を産み育てやすい社会に資する税制と、それから女性が活躍しやすい社会に資する税制等の在り方というのは、先生方もおっしゃっていたと思いますが、都税調としては大変チャレンジングな難しいテーマであると思うのですが、これからの社会を考えていく上では非常に重要なテーマで、あえてそこに切り込んでいくという今回のテーマ設定に非常に重要なことであり、すばらしいことだなと思っております。

その上で、行政法というのは様々な政策の中の一つの手法として税を捉えるというものであるのですが、ここは税制調査会なので、税制について論じなければいけないということで、行政を専攻している私は、一体、専門の先生方の中で何を申し上げればいいのだろうかといつも大変緊張しております。今日も漠然とした意見になりますがお許しいただいて二つ申し上げたいと思っております。

一つは、今日、資料の中にたくさんのデータを入れていただいている、このデータに関してなのですが、これまで今日の資料も含めて、この分野において集められているデータというのは、当然のことながら、税制を論じるために集めたものばかりではないというか、そうではないものがほとんどではないかと思うのです。

施策を論じるには、当然、データというのは非常に重要になってくるわけですが、今回、我々が税制等の在り方について論じるのであれば、これまでに集積され紹介されているデータを、税制の在り方という目標に向かって、例えば組み合わせたりとか、あとは別の観点から分析をし直したりという必要もあるのではないかと思います。社会、家族の在り方というのは刻々といろいろなデータが登場し、変化していく分野でもあるということもあって、古いものを新しくリニューアルする必要もあると思うのですが、それに加えて、税制の専門家の先生方の観点から、既存のデータを税制を考えるという点で、都税調としてのデータの分析、見せ方という工夫はまだあるのではないかという気がしています。それが出てくると、随分とこの領域における税制等の在り方をエビデンスで考える、そのベースをつくるという意味で、都税調が非常にイニシアチブを発揮することができるのではないかと感じておりました。これが１点目です。

２点目は、冒頭にあった沼尾先生と工藤先生の御発言は大変重要な示唆に富む発言だったと受け取っております。これは、政策手法の宛先をどう考えるかという議論だと受け取らせていただいておりますが、今日のテーマは、主人公は子供を産み育てながら、社会で活躍し働く女性ということになるわけですが、

そこの女性を直接の、また、女性を含む家庭を直接の宛先とするのではなく、女性を取り巻く労働環境や子育てを支援するプラットフォームを提供する提供者に着目し、そこに施策の宛先を向けていくというのは大変重要な視点であると思いますし、また、税の問題を考える際には、そのような宛先に向けての手法というのは非常に大きな影響力を持つと感じております。労働市場であるとか、雇用主、事業主に税制としてどういう手法があり得るのかということを考えていくというのは、非常に大きな重要な分析になると思いました。

以上です。ありがとうございました。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。

池上先生、御意見はありますか。

会長、もし御意見がございましたら、お願いいたします。

【池上会長】　はい。大変多くの御意見が出されまして、伺っておりますと、かなり共通点は多いと思っております。

ただし、N分N乗については、多くの方が意見を言われて、直接、今、これでN分N乗の導入で突っ走ろうという意見はあまりなかったと思うのです。もちろん、日本の所得税制は、基本的には個人主義になっていますので、そこにどう改善すべき点があるのかという議論だと思うのですが、N分N乗が持っている再分配に対する影響を考えると、かなり慎重に考えなければいけないのではないかと私は感じております。

それから、社会保険の制度そのものが、かなりの程度、租税に依存している部分があるわけですが、その中で、社会保険料をどう考えていくかということも、税制調査会としてどう考えるかという議論はあると思います。公的な制度として考えていく際に、実際に政府の「こども・子育て政策」についてもお金を使う方向を決めておいて、後で財源をどう集めるかという観点から、いろいろなところに手を出そうと思っているというのが現実です。その際に、社会保険料等の見直しと言われますが、最初に佐藤委員も言われたとおり、社会保険料そのものにいろいろな大きな問題があるので、その問題をそのままにして、そこにもう一回依存していこうというのは、どうも私は賛成しがたいところがあります。

それから、給付付き税額控除についても、都税調でもずっと議論してきたわけですが、これは政府税調の中でも議論があったと思うのです。従来は、給付付き税額控除につきましては、確かに番号制度の導入が前提だったわけですが、それを踏まえたとしても、財政学、あるいは経済学系の議論をされる方は、給付付き税額控除を支持する。それに対して、政府税調などでは租税法を専攻される方が、どちらかというと慎重な意見を述べられる傾向があったと私は伺っております。

それぞれの議論、つまり都税調あるいは政府税調での議論を再確認した上で、現段階でどういう進め方が可能なのかということについて議論を進めていければいいのではないでしょうか。考え方としては給付付き税額控除に対する賛成論が非常に多かったと、今、聞いていて思いました。

それから、家事育児サービス費用、いわゆるベビーシッターを含めて、あるいは先ほどオペア制度の話もございましたが、そういった議論を行う際に、確かに、お金がそこで動いているから金額が決められる。逆に、金井委員が言われたとおり、アンペイドワークの場合、帰属家賃ではありませんが、とにかくお金が動いていないのでなかなか評価が難しいということになりますので、そこのバランスを考えてどういう評価ができるのかという問題はあります。

さらに、法律婚、事実婚に関しては、確かに、日本の場合、法律婚に限って配偶者控除などを認めているわけですが、国によっては事実婚でも認めている国はあるわけです。それについては、外国で事実婚ありは同性婚、パートナーシップについて、どのように扱われているかの調査報告を第３回の際にいただき

ますので、それを踏まえて、それが日本にどのように適用できるのか、改めて議論ができればと考えております。

いろいろありましたが、今、思いついた点は以上であります。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。

阿部委員からあった御質問ですよね。かなりのところは土居委員が代わって回答していただいたような形になります。もし事務局からございましたら、よろしくお願いします。

【税制調査課長】　給付付き税額控除につきましては、平成29年度、それから直近でいきますと令和３年度に提言がありました。その中で提言の中身としましては、給付付き税額控除の導入に当たりましては、政策の目的を明確にした上で、どのような類型を採用するかと。それから、制度設計におきましては、既存の社会保障制度、それから税制との役割分担の明確化、それから所得の正確な把握と管理、執行機関、関係機関間における情報の共有、不正受給の防止等の課題があるという提言があります。

その対策の一つとしまして、社会保障税番号制度の活用が不可欠であると。それから、先ほど土居委員からありましたが確定申告、それから法定調書等、個人番号で名寄せするという、そういった突合をしていくというところで適正な課税や還付が可能となるといった提言が平成29年度あるいは令和３年度にあったところでございます。

【諸富小委員長】　それがなかなか、当時は実際にやろうと思っても、いわゆる制度的基盤がない、情報的基盤ないところが、ｅＬＴＡＸの話が土居委員からも出ましたし、マイナンバーが相当普及してきたということもあって、いよいよ、やろうと思えばやれる制度的基盤が整ってきたと言えるのでしょうか。

【税制調査課長】　具体的な所得把握の仕組みについて、今、具体的な案というのは持ち合わせていないのですが、いわゆるＤＸが進んでいく中で、より具体的な給付付き税額控除の課題というのがこれから本格的に検討できるのではないかとは思っております。

【諸富小委員長】　ありがとうございます。

【税制調査課長】　もう一点。松原委員からありました課税単位のところでございます。こちらは、実は資料の15ページに日本あるいは諸外国の課税単位の資料を入れてございます。Ｎ分Ｎ乗の前に夫婦合算というところがございましたので、諸外国の状況、１表しか入っておりませんが状況として入れております。事務局からは以上です。

【諸富小委員長】　承知しました。15ページ目に資料が掲載されています。ありがとうございます。

阿部委員、いかがでしょうか。

【阿部委員】　ありがとうございます。給付付き税額控除は諸外国において先進的に進められており、イギリスやアメリカやカナダ等が導入しているようでございます。カナダの給付付き税額控除は、一律に一定の税額を控除する簡素な仕組みが採用されているようです。そこでは、金融所得といった所得を含めて算定するかどうかの議論があり、そこまで含めてしまうとやはり税務執行上、相当負担もかかるため、資産性所得の合算を留保し導入されているという指摘がございます。日本において、給付付き税額控除制度を検討するのであれば、そのスタートとしてまず簡素な形で一定の税額控除をする方法、併せて所得税額がゼロの方や控除額が税額を上回るような方について給付を想定するのであれば、例えば、地方自治体において大きな負担がないということであれば、住民税の課税総所得金額をベースにして進めていくのも一つの方向性としてあり得るのではないかと思います。

また、この制度では不正受給の問題等も諸外国にはあることが指摘されておりますので、そういう意味では非常に難しい問題も多々あると存じます。そういったことも乗り越えて進めていけるようであれば、公平性の観点から優れた制度ではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。
【諸富小委員長】　ありがとうございました。およそ一通り委員の皆様方から、ご意見をいただけたかと思います。会長もおっしゃいましたように、委員の中で意見の、若干違う点はありますものの、かなり意見が同じ方向というか、オーバーラップして共通認識を得ている部分があったという印象を持ちました。
冒頭に御発言いただいた工藤委員からは、企業ですよね。これは野口委員から、女性の働く環境を整えるプラットフォームを政策の対象とするという意味で、非常に興味深く優れた提案だというコメントもございましたが、かなり日本でも大企業については相当女性の働く環境、子育て環境を整える制度整備が進んでいて、最近、企業経営者の中で「自社出生率」という言葉がはやっているようで、我が社の社員に限って言うと出生率はこんなに高いと自慢をし合っているようです。実際に、大卒の大企業に属している女性に限っては結構、出生率が高くなってきているというデータもあるようで、そういう意味では、実は、工藤委員がおっしゃったイタリアでは、むしろ対策の対象は中小企業であると。
日本もそうなのかもしれません。そういうことでいうと、大企業は、ある程度自力で子育て環境を整える力があって、意識もそれなりに高い。ただ、中小企業は、そう思ってもやれない様々な要因がある中、政策対応するならば、ひょっとすると中小企業向けにやるのが効果的なのかもしれません。大企業でやってしまうと、追加政策をやっても、もうやっているので、それがあまり大きなインセンティブにならないかもしれません。もし後で、工藤委員、追加説明がございましたら、よろしくお願いいたします。
それから、佐藤委員の御意見、どのポイントも非常に印象的で、なかなか大改革ですが、社会保険料のベースを金融所得も含めた課税ベースにして。フランスの一般社会税は…。
【佐藤委員】　税金です。したがって、租税化、税金にしてしまうのです。そうすると、控除もつけられるし。
【諸富小委員長】　なるほど。高所得者で止まるのではないですか。
【佐藤委員】　あれも全て、やめてしまえばいいのです。
【諸富小委員長】　あれも外れて、ずっと行くというようにしてしまうと。
では、なぜ所得税的なものが２本あるのだということになりますが、それはどうなるのですか。究極、そういう方向に行くと。所得税を２本用意しているような形に。それなら、所得税に一本化したらいいではないかという。
【佐藤委員】　日本の所得税は現在、課税ベースが狭いので、であれば二つ、やり方があって。今の所得税も改革し、一つは社会保障目的の所得税と普通の所得税の二本立てにするという。
【諸富小委員長】　特化したものと、そうでないものと。なるほど、ありがとうございました。
それから、同じく佐藤委員に言及していただきました、給付付き税額控除を入れた上で130万円の壁あるいは106万円の壁に対する対応にすべきではないのかということについて、阿部委員も含め、何人かの委員から給付付き税額控除については言及があって、ポジティブな評価がいずれもあったところではないかと思います。
また、Ｎ分Ｎ乗については、これをやるということに一定の合理性は認められるものの、高額所得者に対する優遇になってしまう点が懸念点であるということも意見が一致していたと思います。やるなら夫婦単位でということも、多くの委員に共通していたポイントかと思います。
また、ベビーシッターと家事支援等に対する税額控除上の取扱い、例えば医療費控除のような形での取扱い、これは金井委員もおっしゃっていた点ですが、これについてもある程度やれるし、また意味があることではないかという点では多くの意見が一致していたかと思います。
阿部委員に言っていただいた点は私も非常に関心がある点で、給付付き控除の最大の問題は、それを実

行しようとした際に低所得者の方々の所得捕捉が困難であることが多いと。大企業の場合はきちんと源泉徴収をやって所得情報が課税の際に上がってくるが、なかなか中小企業であったり個人事業主であったり、いろいろな所得が分散していたりで捕捉できない。他方で、そういう方々に対する給付をやるということから、実際には不正受給が大量に出てイギリスなんかでも大問題になっているということから、まず制度的基盤、情報基盤を整えることがこの制度の成功の非常に重要な前提条件になる中で、地方に分があるのではないかという点では、土居委員からもしっかりとお教えいただいた点は私も非常に勉強になりました。

一つの可能性として、阿部委員の御意見は先に先行実施してもいいのではないかという、そういう話ですか。

【阿部委員】　国税、つまり所得税ですと、先にも述べたとおり掴めない所得もございます。公的年金等が400万円以下ですと現行は所得税法121条で申告が不要ということになっておりますので、そういった制度がある中で、結果として地方税の方が課税最低限も低く、所得の捕捉という観点から国よりも地方自治体の方が掴めやすいところがあるのではないかと思います。

【諸富小委員長】　なるほど。非常に大事な視点です。以前も、都税調においても、そういう議論があった気がします。また、土居委員も同様の補足的な御意見を、その点については、そうなのではないかという方向で御意見をいただいたところであります。

また、宮本委員からは、ここも後で、もしよろしければ追加で御説明いただきたいのですが、現在、政府が検討している「こども未来戦略会議」の現金給付中心の施策が本当に子供支援になるのかという点です。既に子供がいる割と裕福な世帯を助けることになるかもしれないが、追加で子供を産むインセンティブになるわけではないのではないかという認識の上に、就学前教育に対する支援ということを御発言していただいていたかと思います。もう少し、この点、具体的に地方税等を念頭に置いた場合、どういうことがあり得るのか。就学前教育の重要性は都度に強調されているところでありますので、私もそうなのだろうなと思いつつ、具体的に、支援の在り方とはどうなのか、もし追加の御説明があればと思います。

また、育児サービスの質向上。このために、ある程度スウェーデンに寄せていくのか、無料型で、それともアメリカのように個人が負担しつつサービスを購入という形に持っていくのかという議論を立てられた上で、アメリカ型の形でやっていきながら、しかし税額控除を入れて購入をしようとしていく積極的な御家庭を支援できないかという御提案だったと思います。

また、土居委員からは、やはり何でもありは困ると。政策効果を考えながら、ということは非常に大事な点だと思いますし、この点では幾つか実証研究が既に日本でも出ています。東大の山口先生とか京大の柴田先生などは、よくメディアにも出て発言をされていますが、もし出生を増やすということに限定して効果を図るのであれば、図った実証研究は多数出ているはずで、今回、都税調として税制支援を考えていく上で、こういった視点、既に出ている実証研究の結果をどのように踏まえるかという点も論点にはなるかと思いました。

以上のような感じですが、もし、工藤委員、あるいは宮本委員から補足説明がございましたらお願いいたします。工藤委員、御発言もあって挙手もいただいているということで、よろしくお願いいたします。

【工藤委員】　ありがとうございます。先ほどは野口先生のまとめ方が非常にすばらしくて、なるほどなと腑に落ちたところです。ありがとうございました。

２点、補足をさせていただきたいと思います。まず一つは、私も、海外の事例を見ていると、直接の金銭的な給付よりも待遇、特に職場環境やワークライフバランスとのいろいろな条件の整備のほうが有効だといういろいろな事例が出ておりますし、調査も大体そういった方向なので、個人的には日本の政府は世の中の潮流に逆行しているのではないかと思いますので、都として可能ないろいろな条件整備のほうを強

くしていくのが税制上は最も可能だと考えておりますので、ぜひ、そちらの方向がよろしいのではないかというのが１点目でございます。

２点目は、プラットフォームという言葉で忘れていたことを思い出させていただいたのですが、実は、私はもともと固定資産税や家屋、住宅にかなり興味があるので、そちらの調査をしていた際に、イタリアは例えば環境に非常に手厚く、例えば、エネルギー保存性の高い住宅に非常に手厚い保護をしているということをお話ししたことがあるかと思うのですが、同時に、子育て環境という中で、都心部ですと企業での託児所に加えてコンドミニアム単位での託児所であるとか、あるいはコンドミニアムでいわゆる日本でいうところの管理組合、ここが例えば年齢の高い方が逆に子育て世代の支援をするとか、あるいは、そのためにコンドミニアムとして何か整備をするというのに対し、これは自治体ごとですが援助しているというケースがございます。

これは、例えば、高齢者の方で、まだお元気で余裕もあるし子育て経験もあるという人がコンドミニアムに住んでいますので、例えば、先ほどのベビーシッター問題に関してはボランティア単位でできる。コンドミニアムですから、例えば、空いているスペースや共同のスペースをうまく託児所的な、あるいは遊ばせるようなスペースに改造する際に、その支援を自治体がしているという事例がございました。

これは私は個人的には非常に有効な政策だと思っていまして、自治体が新たに託児所や幼稚園や保育所を整備するというのも重要なのですが、実際にあるそういったスペースや、あるいは人材を活用する、それをうまく支援してあげることによって、場合によると託児所を新たに設置するよりも、住んでいる方がそこの住んでいるスペースを利用するというのは非常に考えてみれば合理的な話でもございますし、あるいは高齢者の生きがいづくりなどにもなっていて、結構、現在注目されている施策でございます。

しかも、恐らく固定資産税とか、そういう住宅に関する情報というのは自治体で、都の場合には都がかなり把握していますので、例えば２３区については。そういう意味では、割と税制上の優遇策とか、そういったことと結びつけやすく、かつ、地方自治体として、都庁としてできる可能性があるのではないかと思いましたので、それを補足させていただければと思います。

ありがとうございます。以上でございます。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。

宮本委員に御発言いただきたいところなのですが、先に松原委員に挙手をいただいていましたので、松原委員、先にお願いいたします。

【松原委員】　申し訳ありません。宮本先生、お先に発言させていただきます。

今日は色々と本当にインスパイアされたのですけれども、諸富先生が大企業のほうはもう自前でやっているから中小企業に対しての支援をされるのがいいのではないかというサジェスチョンをされていていたのを伺って、私、もう一点、官公庁が男女平等というのですか、非常にその辺りの意識が進んでいるのではないかというのは、やはり日本社会全体で見て思うことが多々あります。

個人的な経験で大変恐縮ですけれども、私が学部生だった頃、バブルがはじけて女子大生は行き場がなくて、当時は、男女の間接差別が当然のようにありましたから、我々女子学生が民間企業に資料請求を送っても、同級生の男子学生には反応が来るのですが、女子の東大生には全くお返事が来なかったという。それで、あえてという言い方は変なのですが、友人の中には、長く働きたいからという理由で国家公務員試験ではなくて地方公務員試験を受験したという友人たちがおります。現在、事務局の皆様のご同僚の中にちらほらいらっしゃるのではないかなと。私にも県庁、都庁に進んだ友人たちがいるので。彼女たちの理由としては全国転勤だと仮定の両立がつらいからというのがあったりして、それで子育てもきちんと両立して頑張ってやっていらっしゃるのです。

これは都道府県庁だけではなくて市町村役場などにも共通すると思うのですけれども、長年そうやって日本の地方自治体が培ってこられたジェンダーバランスのノウハウというのを、民間企業の方たちにも開示していただけると、恐らく都税調で議論する意味があるという気がするのです。大企業にはできるけれども自分たちはできないと思っている中小企業の経営者の方は多くいらっしゃると思いますし、もし、そういう方たちの背中を押すことができたら、うまくウィンウィンになるのかなというのが一つあります。そんなことを少し考えておりました。

以上です。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。

では、宮本委員、どうぞ。お願いいたします。

【宮本委員】　時間の関係もあるので、手早く。

ご質問ありがとうございました。保育サービスの質向上と私の中では就学前教育というのは、イコールでありまして、最も間違いのないお金の使い方ではないかなと思っているわけです。持続可能な社会のためのですね。ところが、諸富先生のご質問、地方自治体にとってということですけれども、にもかかわらず公立保育所への補助金の一般財源化と、それから2001年以降、待機児童ゼロ作戦というのが動き始めた後、保育サービスの改革というのが妙な方向をたどってしまっている。

というのも、待機児童というのは放っておいても減っていって、実際、昨年度は3,000人を切ったわけですけれども、これは少子化対策の勝利ではなくて、むしろ失敗の証であると言っても過言ではないわけです。そういう形で子供の数が減っていく、しかも一般財源化で、そこで節約の必要も生まれてくるということで、自治体の首長さんたちは、やはり今、質を高めても、保育士さんが後で余ってしまうのではないか、施設も余剰になってしまうのではないかということでかなり質が下げられてきてしまって、今度のこども未来戦略会議の提起でも４歳児以上、30人を25人にと一応、言っていますけれども、これは社会保障と税の一体改革の際の目標なのです。それが実現されずに来たというのが現実です。ちなみに、スウェーデンでは５人に一人ですよね。

ここがおろそかにされてきてしまって、結局、これはジェームズ・ヘックマンなどの皆さんご存じの有名な研究の中でも引かれていることですけれども、低所得世帯に生まれた子供と中間層の子供と３歳になるまでに浴びている言葉のシャワーが3,000万語違うと。日本の場合、今、申し上げたような状況の中で、はっきり国際比較の調査、ＯＥＣＤがやっている調査の中で明らかになっているのは、やはり保育士さんたちが子供の言葉を引き出す保育を行う余裕がないということです。それどころか、昨年度は不適切な保育に関わる事件がオンパレードで、何かそこにむしろ非難のまなざしが行っているということに。ところが、それだけの条件がないというのが最も根本的なことで、実は、自治体というのは、こういう状況になってきたことに関わっているということです。その辺りを再度考えて、子ども・子育て支援に最も間違いのないお金の使い方として、この辺りをもう一回認知してもいいのではないか、そういう趣旨でした。ありがとうございました。

【諸富小委員長】　よく分かりました。ありがとうございます。

時間の関係で次でテーマⅠを終わりにしたいのですが、土居委員、よろしくお願いいたします。

【土居委員】　一言だけですけれども、事務局からフォローしていただきましてありがとうございました。ｅＬＴＡＸは地方公共団体のものですので、東京都庁としても何か関われることがあれば、ぜひ、名寄せとか。単に地方税が適切に課税できればそれでいいという発想にとどまらない視野の広い制度設計に、ぜひ東京都としても関わっていただきたいなと思います。

片や、ｅ－Ｔａｘは国税庁なのですが、やはり国税庁はなかなか社会保険料のところまで視野に入れる

ということが自明に埋め込まれているマインドセットではないものですから、どうしても税の話で終わってしまうと。それは、国税庁は視野が狭いのではないかと批判したところで、やはり彼らの職責からすると、なかなかそこは域を越えられないところはやむを得ない面があるので、むしろ地方団体側がそれを、社会保障の現場も預かっているわけですから、ぜひ、そこは乗り越えていただきたいなと思います。

以上です。

【諸富小委員長】　なるほど。ありがとうございました。

それでは、少しお時間が過ぎてしまいましたので、次のテーマに移らせていただきます。女性が活躍しやすい社会に資する税制等の在り方についてということで、事務局から論点及び資料の説明をお願いいたします。

【税制調査課長】　それでは、資料３のテーマⅡ、女性が活躍しやすい社会に資する税制の在り方の論点等についてご説明いたします。

まず論点としましては、女性が活躍しやすい社会の実現に向け、生き方の選択に中立的な税制はどうあるべきかとなります。主な検討項目としましては、一点目、社会保険及び税における「年収の壁」と就業調整、二点目、配偶者控除の在り方、三点目、女性のキャリア形成と税制・社会保障制度についてでございます。資料につきましては、事前説明より数点追加しておりますので、そのページを中心にご説明申し上げます。

まず、39ページ。こちらは、６月13日、先日ですけれども公表されました「女性版骨太の方針2023」概要を添付しております。右下の赤線で囲っておりますが、女性の正規雇用比率が30代以降低下するいわゆるＬ字カーブ、女性への家事、育児等の無償労働時間の偏り、固定的な性別役割分担意識など、本方針では、こうしたＬ字カーブが生じる構造的な課題の解消を目指すとしております。

次も骨太の方針でございますけれども、40ページ、ブルーの帯にあります１番、女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けてになります。赤線で引いたとおり、（１）企業における女性登用の加速化や（２）女性起業家の育成・支援として各種数値目標が設定されたところでございます。

続いての資料、41ページでございます。こちらも国のほうの骨太方針でございます。赤線で引いた箇所、（１）男女がともにライフイベントとキャリア形成の両立、それから（２）男女間賃金格差の開示に伴う更なる対応、（３）非正規雇用労働者の正規化及び処遇改善等についての具体的な取組が示されたところでございます。

続いての資料でございます。47ページ、こちらは東京都の産業労働局が令和４年３月に実施しましたパートタイマーに関する実態調査から抜粋した資料となっております。まず、就業調整に関連しまして、パートタイマーという働き方を選んだ理由についてのアンケート結果になります。結果としましては、「自分の都合のよい日や時間に働きたいから」が45.3％と最も高く、次いで「家族・家庭の事情による」が33.5％と。それから、「配偶者等の扶養の範囲で働きたいから」が19.4％と三番目に多い理由となってございます。また、右の円グラフでございますけれども、正社員への転換については約６割が希望しないと回答しております。

続いての資料、48ページになります。パートタイマーの就業調整の状況でございますが、24.9％は年収額調整のための就業時間の調整をしていると回答しております。また、右側の円グラフなのですけれども、就業調整をしているパートタイマーに対し非課税限度額等の中で最も重視するものを調査した結果となります。結果としましては、社会保険で配偶者の被扶養者や第３号被保険者となる限度額を選択する人が39.6％と最も高く、次いで所得税の非課税限度額が24.5％、以降、所得税の配偶者控除または配偶者特別控除が15.8％となってございます。

続いて資料49ページになります。こちらが総務省統計局のデータを基に作成しました非正規雇用の女性が現職の雇用形態を選択している理由に関する調査結果になります。総数では先にご紹介しました東京都産業労働局の調査結果と同じで、「自分の都合のよい時間に働きたいから」が34.5％と最も高くなっております。年齢別に見ますと、例えば25歳から34歳の女性の階層ですと、赤枠で囲いました「正規の職員・従業員の仕事がないから」が11.5％と他の階層と比較して割合が高くなってございます。また、35歳から44歳の階層では、「家事・育児・介護等と両立しやすいから」が27.9％と他の階層と比較して割合が高くなってございます。

追加資料等の説明は以上となります。

事務局からは以上でございます。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。では、ただいま説明がありました論点及び資料についてご議論いただきたいと思います。ご意見のある委員はご発声いただくか、オンラインの方は手挙げ機能を使って意思表示をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】　今回論点には出ていないのですが、世間的に現在注目を浴びているのは、今回、児童手当を高校生に引き上げる際に扶養控除をどうするかという話ですよね。これは、先ほど所得控除から税額控除へという話がありましたが、税額控除から給付へという転換を考えると、ある意味、自然な流れ。現在、実際に中学生まではそうなっていて、扶養控除はありませんので。ここは税調なので、この問題について、もし18歳まで上げるのであれば、やはり特定扶養控除についてはどうするか。これは地方税にも関わる話なので、これを見直すべきというのは自然な流れかなというのは、これは恐らく発信しておいたほうがいいのかなと思いつきで少し。先ほど言い忘れていたので、一つコメントです。

先ほど事実婚の話があったのですが、社会保険は事実婚を扶養者として認めているのです。生計を一としていればとか、幾つかの条件で。偽装がないようにだとは思うのですけれども。ですので、社会保険では扶養が認められているのなら、別に所得税で配偶者控除を認めてもいいのではないかというロジックはあり得べしだと思います。

ただ、配偶者控除もそうですし、今、言った扶養の範囲というのは、要するに第３号被保険者問題なのです。これ自体がおかしいのではないかという議論があってもいいはずで。平たく言ってしまえば、第３号被保険者というとサラリーマンの奥さんを優遇する話になっているけれども、しかし、これはある種、所得税の個人単位に関わる話かもしれませんが、社会保険料もこれから個人単位で、もし仮に考えてしまうのであれば、３号被保険者でも別に保険料を払ってください、もともと払ってくださいよという仕組みにしておけば、もともと130万の壁はなくなるわけだし、配偶者控除のような仕組みというのも、いかにも日本的だよねと言われたら、そうなので。

ですので、これが何を前提に何を解決するかで結構違っていると思うのです。つまり、今、言った配偶者控除の存在とか130万円の壁、つまり第３号被保険者問題、第３号被保険者、これを前提にするのであれば、その壁をどう埋めるかであるとか、配偶者控除をどう誰に広げるかとか、そういう話になるのだけれども、しかし、そもそも論として、これが本当にあってしかるべき制度なのかということも一方では問われるという。これは、恐らく当面の話と中長期の話の区別なのかもしれませんけれども。

最近、ややもすると、今の日本の少子化対策は伝統的日本家族の復活のような感じになりかねない。先ほど言ったとおり、Ｎ分Ｎ乗は明らかに片稼ぎを優遇するわけだし、所得制限は、児童手当の所得制限を撤廃されて一番いいのは専業主婦世帯なのです。なぜなら、もともと主たる生計維持者の960万円ですから、壁は。ですので、別に世帯単位ではないので。いわゆる普通の共働きは何の関係もないはずなのです。

ですので、どういう形の家族像をこれから目指すのかとか、どういう形の女性参加を社会に促すのかということを考えた際に、ややもすると私たちは結構手前の伝統的価値観をひきずったまま議論していませんかという議論はあっていいのかなと思いました。

あと、ここは都税調なので、地方税も絡めて何かを言わなくてはいけないのかなということを考えた際に、これはまさに大きな話になりますが、実は、先ほどの社会保険料の問題と、それから昨年度議論した住民税の現年所得課税の話、それから所得税の話は、これは三位一体で解決したらいいのではないかというのは、私は何を言っているかというと、これは税法の先生はかならず嫌がるのですが、要するに所得の定義を統一しませんかということなのです。正確には、総合課税対象になる所得の定義を所得税、住民税で統一し、かつ、これを社会保険税、租税化された社会保険料の課税ベースにしてしまいませんかということです。

これは具体的に何を言っているかというと、控除は全て、人的控除は税額控除などに切り替えてしまって、所得とは何ぞやと言われたら収入マイナス経費であると。サラリーマンであれば、収入マイナス給与所得控除であるとやってしまう。したがって、税法の先生はかならず嫌なのです。彼らは、所得というのは、そうではない概念を持っているので。しかし、我々からすれば企業の利益のようなものなのだから、収入マイナスコストでいいではないですかという。収入マイナス費用という経済価値は、別に、それは所得税を計算する際も住民税を計算する際も社会保険料を計算する際も、これは同じでいいのではないですかという議論ですよね。

あとは、それにどういう控除を入れるかというのは、それぞれの制度で違うという。所得税は控除は手厚くていいわけだし、地域社会の会費なのだから住民税はそこそこでよくて、社会保険料は広く薄くが原則だから最低限にとどめるというやり方にしてしまえば、ある意味で同じ課税所得を対象に所得税もかけるし住民税もかけるし社会保険料もかけると。先ほど言った金融所得は今でも分離課税ですから、別立てなので、これは別途、今の金融所得税に社会保険料相当を上乗せすればいいという考え方でいけば、意外と整理がつくのではないかということ。大きな改革になるのは分かっているのですが、ただ、この議論にどのように地方税を絡めようかなと思うと、こういう工夫もあってしかるべきかなと思いました。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。

土居委員、それから工藤委員の順番でお願いいたします。

【土居委員】　どうもありがとうございます。では、すみません、先に話をさせていただきます。土居でございます。

既に年収の壁のところについては、先に申し上げたところではありますので、やはり就業調整を起こさないような制度的な改善というのは必要だと思います。ただ、実は、それが解消されても残るのではないかという就業調整というのがあるという話が意外と隠れた要素としてあって、私も、人から教えてもらって初めて気がついたのですが、大企業で福利厚生のいい企業に勤めている夫の妻が、別に、働きたいけれども、本当に年収の壁がなくなったとしても、夫の被扶養者から外れることによって夫の入っている健康保険組合などで与えられている福利厚生が使えなくなるということを気にして就業調整しているという。そういう方も特に東京だと多いのかもしれないというところは、これは年収の壁がなくなっても残ってしまうというなかなか悩ましい問題というのがあって。

そうすると、だから大企業は健康保険組合を通じて福利厚生をやめろというわけにはなかなかいかないしというようなところがあるので、その辺りというのをどこまで考えるのかというところは、先ほどの48ページのアンケートもあったところなので、もし、再度、同じようなことを調査されるというようなこと

があったとすれば、単純な年収の壁だったら、それは制度を変えれば何とかなる感じなのですけれども、今、私が申し上げたような形の就業調整、つまり、あえて夫の被扶養者になることで福利厚生の恩恵を受けたいという方がおられるとすると、そこはどうしよう、どうすればいいのでしょうかというところは悩ましい問題かなと思います。

それから、一つは、先ほど佐藤委員がおっしゃっていたところで、確かに社会保険で事実婚を認めていると。それはそのとおりなのですけれども、やはり事業主負担保険料があるというのが牽制効果で効いているのではないかなという気がしています。つまり、自分だけで判断できないというか、「本当に、あなた、嘘をついていないですよね」と事業主から牽制されると。つまり、企業側は事業主負担保険料を払いたくないという、よからぬインセンティブがありますので、それは別の言い方をすると、嘘をついていないということをきちんと証明しろという牽制効果になるという面もあるので、そこは所得税、住民税だとないので、よほどの罰則などではない限りないので、それは一つ、違いとしてはあるのかなと思いました。

それから、これも佐藤委員がおっしゃっていた扶養控除、16から18歳の話ですけれども、それは私も意見は同じです。それに加えて、意外と昨今の議論で、そこまで目配せが行っていない議論の展開というのがあるのかなと思うのは、控除の使い残しという話です。全ての納税者が16から18歳のお子さんがいらっしゃった場合には控除が丸々なくなるように錯覚されているのですが、もう既に給与所得控除、基礎控除、社会保険料控除などで十分に、もう課税所得がゼロになってしまうような方は、そこの上に16から18歳の扶養控除が乗っていても、それは控除を使い残すのであって、そこの控除がなくなったところで増税には一切ならないというところは、よしあしはあえて不問にしますけれども、実際、所得控除の効果として現に存在するということは、もう少しきちんと解釈されてしかるべきものなのかなと思うわけです。

実際に、世の中で言われているのは、年収900万円以上の人は16から18歳の扶養控除がなくなると増税になる、12万円以上の税負担増になるというような間違った計算があるのですが、私も推計しましたが、あれは控除の使い残しとか、あと社会保険料控除があるということを無視しているというのがあって、それまで入れるとおよそ1,200万円以上にならないと12万円の給付を上回る税負担増にはならないということなので、やはり所得控除の計算というのはきちんと正しく世の中に発信していくべきことなのかなと思います。

以上です。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。

では、工藤委員、よろしくお願いします。

【工藤委員】　ご説明並びに皆さんのご議論を拝聴しておりまして、一つ、若干違う視点で女性活躍のところに関してコメントさせていただければと思っています。最近というか、この二、三年、ドイツの研究者と介護保険、それから特に高齢者介護、保険だけではなくて高齢者介護の実態についての調査をしておるのですが、意外と、日本はよく知られているようにドイツ型を模して介護保険をつくったところですが、家族の形態がかなり違うように見えながらも、実際には家族による介護が非常に多いというあたり、ドイツと日本、実は似ているということが分かってきました。

その中で、調査をしていきますと、実は、所得の過多に関わらず女性が仕事を犠牲にして介護に従事するというケースが両国とも非常に多くて、こういったことを考えてみますと、子育てとも若干リンクしておりますし、少子高齢化という意味では、まさにコインの両面だとは思うのですが、例えば、介護離職ということも女性にとっては一つの。今までですと出産・育児というのが一つの大きな節目だったのが、意外と介護離職というのが増えているということが統計的にも分かっていますので、この辺りも例えば何か制度的に補助できるような仕組みがあれば。

女性の働き方というと、つい出産・育児という伝統的ないわゆるM字カーブのような話になってしまうのですけれども、特に日本は高齢化が最も激しい国でもございますので、そういった意味では介護離職、特に女性がその中でも介護離職が多いということを考えると、せっかくそこまで、逆に、ある程度キャリアを積まれた方や、あるいは長期にわたって継続的に就業してきた方が介護離職しなくてもいいような制度、あるいは、それを援助し、先ほどの企業もそうですけれども、そういったところでの税制上の優遇なり援助ということも考えていいのではないかと思いましたので、一つコメントと、今まで出ていなかった視点ということで提供させていただければと思います。

以上でございます。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。

では、宮本委員、金井委員の順番でお願いいたします。

【宮本委員】　女性活躍ということで現在の議論の流れは大事だと思いつつ、ただ、どういう家族を想定して税制等を考えるのかといった際に、一方では出産・子育て、これは旦那も巻き込んでしっかりやる。それから、100万円の壁から201万円の壁を次々に打ち破ってばりばり働くと。結構、かなり大変な家族像になりつつあるのではないかという印象があって。かつて標準世帯、安定的就労に就いている夫、専業主婦の妻、二人の子供。その専業主婦の妻をばりばり働き出産・子育てもしっかりやる妻に置き換えたネオ昭和モデルのようなものになってきていて、これが本当に魅力的な家族像なのだろうかという気がいたします。

他方で、ダグラス・有沢の法則的な昭和のまさに家族像も復権傾向だというご指摘が今あったところで、これを考えてみると少し複雑な気持ちになるかなというところなのです。もう少しケアそのものに喜びを感じられるような、そして多様な家族像のようなものを打ち出していかないと、今の少子化のトレンドというのは本当に逆転できないのではないかと思って。そのためにも、先ほどアンペイドワークの評価という話があって、これは社会学者の議論なので、恐らく専門家からするとなかなか難しいとは思いますけれども、ケアラーズ・タックス・クレジットなどという議論がイギリスでは出ていて、やはりケアそのものに対して税額控除の条件として受け入れていく。こういうところからネオ昭和モデルを脱却していくという本当の令和モデルというのを、より余裕があって多様な家族像というところに引きつけていかなくてはいけないのかなと思います。

もう一つだけ、社会保険と税の話で、私、今日も佐藤先生や土居先生の話を聞いていて、そのとおりだと。フランスなどでもファイナンシャリゼーションで、むしろ社会保険の税化が進んでいるにもかかわらず、日本で、なぜ、ここまで社会保険が中心になるのかといった際に、これは恐らく政治学の出番が少しあるのかなと思って。やはり税制というのは、ともかく手をつけると政権が二、三個倒れると。社会保険ならば何とかなるという、そういう成功体験が永田町のみならず霞ヶ関を埋め尽くしているというところがあって、結局そこに戻ってくるわけですよね。ここを、例えば税の専門家がどのように突破されるかなというところで。つまり政治的な合意可能性のようなところまで議論を広げていった場合、税に対する信頼がここまで欠落し、社会保険ならば戻ってくるという、こういう神話。

ところが、実は、日本の社会保険の財源にほとんど税が行っていて、基礎年金でも国保でも介護保険でも半分以上が税であると。社会保険に隠して税を使っているようなところがあるわけですよね。この辺りをどのように突破するかという政治学的な考察も加えないと、なかなか前に行かないのかなという気がしています。最後は少し余計なことですけれども、同時に深刻だと思っていることなので、あえて付け加えました。

以上です。

【諸富小委員長】　いやいや、非常に重要なご指摘、ありがとうございます。

では、金井委員、どうぞ。お願いいたします。

【金井委員】　時間もないのですが、一つはアンペイドワークの問題で、金銭化されないものをどう評価するのかということです。言わば昭和モデルにおける３号被保険者制度は、専業主婦がアンペイドワークをするという負担を、ある意味で包括的に評価したものと理解できます。これは、したがって、現実に行っている負担を補填するという側面と、そういう規範や制度によってむしろ専業主婦に押し込めるという悪い方向と、両方あったわけですけれども、少なくとも現実に負担をさせられていた段階で一種のアンペイドワークを評価してきたということがあると。

今日においても昭和モデルが少なくなったとしてもアンペイドワークがなされているという事実を前提にすると、何らかの評価が必要になってくるということは大事だと思います。３号被保険者制度もそうですし、それから実は家族介護とか8050とか、いろいろな形でケアラーの存在というのはあって、そこのアンペイドワークを評価するということはやはりしていかないとならない。それは非常に難しいと思います。それが扶養控除などという形で出てくるのだと思うのですけれども、それは踏み込まないといけないのではないかなというのが一点目です。

３号被保険者制度は、いろいろ批判はあると思いますが、本当に個人課税でいったら、所得ゼロまたは極小の人なのですから、そもそも課税のしようもないわけで、本来、所得ゼロまたは極小の人は、応能的にいえば社会保険料もゼロであるべきです。ただ、日本の社会保険の場合にはそうなっていないということがあるので、低所得者の社会保険料の負担というか、さらに言えば所得ゼロの人の社会保険料の負担自体の問題も考えていかないとなりません。要するに、３号被保険者というのは、名目所得はゼロだけれども扶養してもらっているのだからいいだろうと、こういう話ですよね。それならば社会保険料も扶養している河出払う、２倍払うというのもあるかもしれないですけれども、結局、二人で稼ごうと一人で稼ごうと、所得比例だとすると二人で払おうと一人で払おうと要するに同じ額になるということなのです。社会保険料の在り方に関わっているのかなというのは思ったということであります。

それから、二つ目は、審議会とか行政の運営で非常に問題になる家族像のイメージが結構深刻で、どうしても我々が議論すると、目に見えている、フィルターバブルに左右されます。審議会委員の近くにいる人は、大体正規職員で大卒で、夫婦でばりばり働いてなどという人で、そういう人しか視野に入らないことが多いと。それは都庁もそうだと思うのですが、我々の知的ゆがみというのか、経験的ゆがみというのを相当考えないと、何か議論が非常にゆがんでいる気がします。いろいろな家族像があり、いろいろな所得像がある、そしてインターセクショナリティの問題などもあるのです。特に、大企業の正規労働者の専業主婦を、〇〇万円の壁を乗り越えて、ばりばり働かせようなどという、そういうパラダイスのような、お花畑のような話だけではなくて、むしろ非正規で両方とも、二人とも朝から晩まで働かされてへとへとになっているというほうが深刻な話であって、そちらも議論すべきです。何か議論がずれているような気がして、少し視野が狭いのではないかと。

そうした議論は、我々には恐らくできないということです。男ばかりの会議だと女性の視点が入らないのと同じように、大卒正規労働者の集まりの会議では、視点にかなり限界があると率直に言って思いました。この審議会の限界を非常に深く感じたので、これは都庁の職員が頑張らなくてはいけないなと思います。もっとも、都庁主税局の職員も大卒ばりばり労働者が多いので駄目なのですけれども、そこは非常に深刻な問題だなと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。

ほかにはございませんでしょうか。

では、会長、よろしいですか。

【池上会長】　前半とかなりかぶっているところも実はあるのですが、非常に多様かつ有益な意見が出されました。皆さんが言われていることは、それぞれもっともだと思うのです。今までいろいろな会議、あるいは政府の議論、あるいは報道などで、正面から議論されてきたこともあれば、こなかったこともあれば、相当いろいろな意見が出されました。本日は税制調査会なのですが、社会保険料の議論がかなり入っていました。実はこれは当たり前なのですね。社会保障制度について、国は社会保険を中心に考えてきたのだけれども、実際には、今、言われましたとおり、社会保険を支えるために相当な額の租税が投入されているので、二つを切り離して考えること自身がそもそも無理な状態になってきているのです。

それから、負担つまり税制と給付との関係です。先ほどの高校生の扶養控除をどうするかという問題も取り上げるべきだと思います。そういうことも含めて、本日出されてきた問題、これを全て報告にまとめると非常に画期的な報告ができると思いますが、ともかく、どのようにまとめるか、少し考えさせていただきます。大変ありがとうございました。

【諸富小委員長】　ありがとうございました。

ほかには、ご発言はございませんでしょうか。大丈夫ですかね。

今さら私のほうで、さらに追加でまとめることはいたしませんが、大変貴重なご意見を皆様ありがとうございました。宮本委員にご指摘された点はなかなか重要な点で、印象深い点で、社会保険料だと確実に社会保障の強化につながるけれども、税制だと信頼がないから内閣が幾つも潰れるし、ポリティカルにはもう触らないし、岸田さんも上げないと宣言しているわけでして、そういう税制に対する信頼のなさというところも含めて、財政、税制に関わるものは、もう少し視野を広げて議論すべしという、ポリティカルなところまで含めて議論すべしというご指摘は重く受け止めたいなと思いました。

ありがとうございました。そろそろお時間でございますので、今日は、次回の日程等を確認して終わりにしたいと思います。私の方は以上で終わりにさせていただきます。

【税制調査課長】　事務局から事務連絡です。本日の議事録ですが、後日ホームページで公表いたします。掲載前に発言内容の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第２回小委員会の日程についてお知らせいたします。次回は７月21日（金）午後３時半から午後６時頃までということで、２時間半の予定で開催させていただきます。阿部先生、プレゼンをよろしくお願いいたします。委員の先生方、ご出席、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【諸富小委員長】　それでは、本日の議題は終了いたします。

本日は、お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございました。

これをもちまして第１回小委員会は閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。

―― 了 ――